

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和39年岩手県規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(費用徴収額の特例)</p> <p>第5条 措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合は、費用の徴収を行わないものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>費用負担者の所得税額の合算額</th><th>費用徴収額</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1,500,000円以下</u></td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td><u>1,500,001円以上</u></td></tr></tbody></table>	費用負担者の所得税額の合算額	費用徴収額	<u>1,500,000円以下</u>	[略]	<u>1,500,001円以上</u>	<p>(費用徴収額の特例)</p> <p>第5条 措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付</u>を受けている場合は、費用の徴収を行わないものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>費用負担者の所得税額の合算額</th><th>費用徴収額</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1,470,000円以下</u></td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td><u>1,470,001円以上</u></td></tr></tbody></table>	費用負担者の所得税額の合算額	費用徴収額	<u>1,470,000円以下</u>	[略]	<u>1,470,001円以上</u>
費用負担者の所得税額の合算額	費用徴収額										
<u>1,500,000円以下</u>	[略]										
<u>1,500,001円以上</u>											
費用負担者の所得税額の合算額	費用徴収額										
<u>1,470,000円以下</u>	[略]										
<u>1,470,001円以上</u>											
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。